



産業廃棄物処理計画書

30年11月8日

都道府県知事
(市長)

殿

提出者

住所 大分県日田市大字羽田2783

氏名(農) 才二姫椿牧場 代表理事

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 高橋 三男

0973-74-2447

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(農) 才二姫椿牧場
事業場の所在地	〒879-4523 大分県玖珠郡玖珠町大字古後4059の1
計画期間	平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(01) 農業
②事業の規模	肉牛 650頭 育成 1,000頭
③従業員数	13名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	動物のふん尿 ①自ら堆肥化 ②処理業者へ委託、堆肥へ 動物の死体 ①化製場へ委託処理 ②処理業者へ委託処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

場長

(廃棄物統括責任者)

廃棄物処理方針の決定

に
す
に
向
す
る
各
種
事
項
の
決
定
承
認

事務員

(廃棄物実務担当者)

廃棄物処理計画書の作成

行政等への報告

委託契約の締結事務

産業廃棄物管理票の交付、管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	排出量	15,000 t	10 t
	(これまでに実施した取組) 724		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 721		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 721
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 721

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度 (29 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	15,000 t	t
	(これまでに実施した取組) 堆肥化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	15,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 堆肥化		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5,000 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5,000 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度 (29 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 72		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 72		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度 4 29 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	全処理委託量	t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ふん尿は再生処理業者へ処理委託して堆肥化している ・動物の死体は化製場へ委託処理している		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・処理を委託する場合は今後も再生利用業者 へ委託する ・動物の死体は化製場へ委託処理して いる		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(参考)

1 提出書類

(1) 前年度の発生量が1,000トン以上の場合

- ・産業廃棄物処理計画書…平成30年度の産業廃棄物の処理計画
- ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書…平成29年度分の計画書を提出している場合は、その実施状況報告が必要

(2) 前年度の発生量が1,000トン未満の場合

- ・産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2 計画書作成の留意事項

「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル(第2版)」、記載例等を参考にしてください。各種様式及びマニュアルは、各保健所又は県ホームページからダウンロードしてご利用ください。

(県ホームページ)

- ◆「多量排出事業者の廃棄物処理計画書の提出について」…様式、マニュアル等 (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/taryouhaisyutu.html>)
- ◆「(特別管理)産業廃棄物処理計画書<平成29年度>」…前年度提出内容 (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/sanpaisyorikeikakusyuo29.html>)

3 提出部数及び提出先

(1) 電子メールによる報告…taryou@pref.oita.jpに送信

(2) 紙による報告…管轄保健所(保健部)に2部提出

(控えが必要な場合はもう1部ご準備ください)

4 問合せ先

廃棄物対策課及び下記保健所(保健部)

保健所	住所	電話	管轄
東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	別府市、 杵築市、日出町
東部保健所 国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	臼杵市、 津久見市
中部保健所 由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	由布市
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	竹田市、 豊後大野市
西部保健所	〒877-0025 日田市田島2-2-5	0973-23-3133	日田市、 玖珠町、九重町
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所 豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町39	0978-22-3165	豊後高田市

5 罰則(法第33条第2項)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

二 第十二条第九項又は第十二条の二第十項の規定に違反して、計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

循推第21297号

平成30年10月22日

計画書等未提出事業者 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書の提出について

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定により、「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、6月30日までに県知事に提出する必要があります。

また、前年度に「産業廃棄物処理計画書」を提出した事業者は、前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン未満であっても、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の提出が必要です。

上記のことについては平成30年6月11日付け循推第564号で依頼したところではありますが、貴殿からの提出が確認できておりません。

つきましては、平成30年11月9日（金）までに必要書類を提出してください。

なお、未提出の場合は、法第33条第2項の規定による罰則が適用されることがありますので、申し添えます。

※畜産農業者の場合、動物のふん尿及び死体も対象となります。

※本文書と行き違いで報告書等を提出していただいている場合は、ご了承ください。

循環社会推進課 廃棄物監視指導班
担当：磯崎
電話：097-506-3129
FAX：097-506-1748